

# 電子データ証拠調べの課題

弁護士

永島賢也 Kenya Nagashima

## I 要約

電子データの証拠調べにおける課題のひとつは、その形式的証拠力にある。具体的には成立の真正が推定されるかどうかである。認証局の認証付きのデジタル署名が付されている場合、通常、成立の真正の推定が働くであろう。そうでない場合や、相手方が推定を覆そうとする場合、鑑定や検証が実施され紙の文書よりも証拠調べに要する時間や費用がかかるおそれがある。文書の証拠調べの場合、その真否の証明のため、筆跡又は印影の対照という簡易な方法があり、さらに対照の用に供する文書物件の提出を命じたり、相手方に実際に文字を書かせたりすることもできるが<sup>1</sup>、電子データにはこのような方法がない<sup>2</sup>。したがって、現状、重要な法律関係に関するものについては押印のある紙の文書にしておくのが穏当である。電子データの作成に用いられるコンピュータは、入力装置、記憶装置、制御装置、演算装置、出力装置という5つの装置で構成されている。電子データは出力装置によって出力されることにより閲読（閲覧）可能な状態となり、書証（調べ）（後述

Ⅲ4参照）の対象になる。従来からある紙の文書は、いわば入力→記憶→出力の過程が一体化しており、そのことによって証拠力が高められているが、電子データの場合、コンピュータ装置の構造のため、それらが分化しており変更可能でもある。内容の同一性はハッシュ値で、作成主体の同一性は認証局の電子証明書と暗号化鍵（秘密鍵）の秘匿管理で確保する。デジタル署名における暗号化鍵の保管方法と印章の保管方法には、事実上の推定が働く基礎を提供するという点で類似性がある。しかし、現状の実務としては、電子データを紙に出力し、別途、電子データが記憶された媒体を提出し、あわせて証拠説明書などでその証拠力を補充して説明するという運用がなされている。また、電子データの形式的証拠力に関する自白が裁判所を拘束するか、同様に証拠契約が裁判所を拘束するかという問題もある。将来的には、立法論として電子データの証拠力に関する裁判所調査官の制度の導入が考えられる。

1 民事訴訟法229条

2 民事訴訟法231条の3は、同法229条を準用していない。